

松阪市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

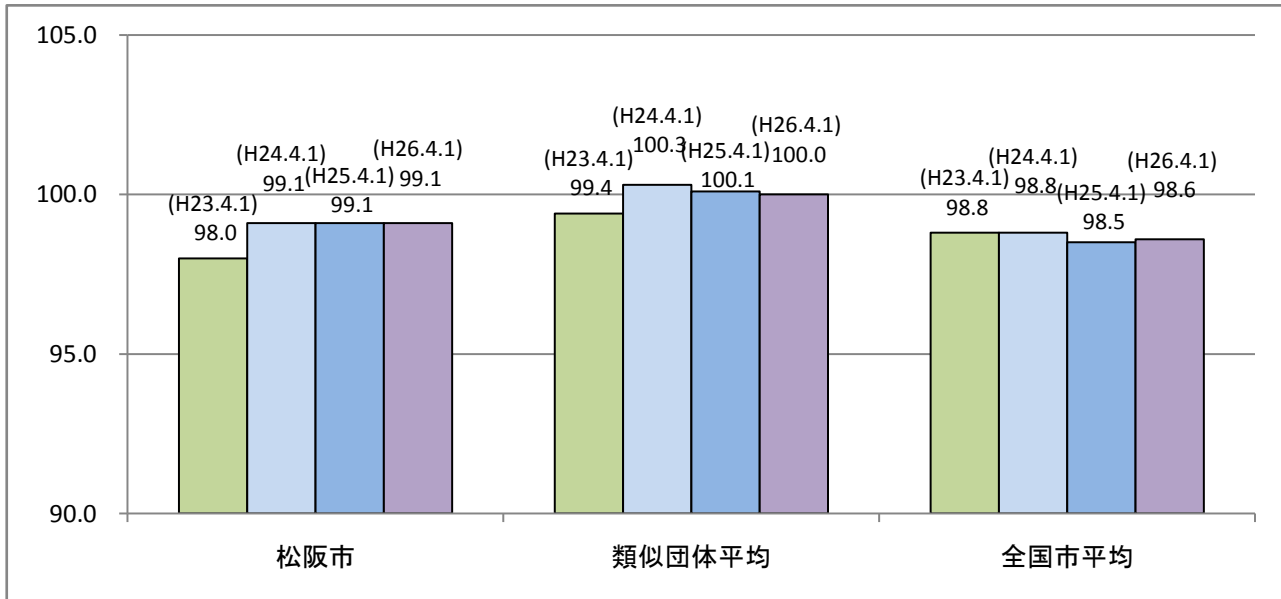
区分	住民基本台帳人口 (25年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	169,886	58,582,909	1,123,945	10,821,715	18.5	18.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B				(参考)一人当たり給与費 B/A 千円	(参考)類似団体平均一人当たり給与費 千円
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計		
25年度	1,236	4,634,707	704,904	1,653,485	6,993,096	5,658	6,365

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、25年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し

実施 未実施

実施内容

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
 激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
 他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容について

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松阪市	41.9 歳	325,259 円	390,537 円	352,030 円
三重県	43.3 歳	348,236 円	451,586 円	— 円
国	43.5 歳	335,000 円	— 円	408,472 円
類似団体	42.2 歳	327,201 円	420,484 円	377,340 円

②技能労務職

区分	公務員					
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	年収ベース (試算値)
松阪市	45.6 歳	214 人	299,942 円	328,094 円	315,255 円	5,204,458 円
うち清掃職員	43.4 歳	79 人	295,330 円	325,867 円	308,162 円	5,142,205 円
うち給食調理員	47.8 歳	24 人	295,608 円	306,908 円	300,808 円	5,007,400 円
うち用務員	48.3 歳	83 人	314,525 円	337,135 円	325,711 円	5,358,019 円
うち自動車運転手	53.6 歳	5 人	347,300 円	462,740 円	378,000 円	7,121,480 円
三重県	49.4 歳	— 人	350,012 円	405,196 円	— 円	— 円
国	50.1 歳	3,119 人	287,992 円	— 円	326,611 円	— 円
類似団体	48.2 歳	134 人	328,555 円	328,555 円	364,924 円	— 円

(注) 年収ベースのデータは、平均給与月額を12倍したものに前年度に支給された期末・勤勉手当の額を加えた試算値である。

(参考:民間データ)(平成25年度数値)

職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	年収ベース (試算値)	A/B
廃棄物処理業従業員	44.7 歳	288,100 円	3,980,600 円	113.1 %
調理士	42.6 歳	261,000 円	3,575,400 円	117.6 %
用務員	54.3 歳	199,300 円	2,809,400 円	169.2 %
自動車運転手	59.4 歳	264,900 円	3,494,900 円	174.7 %

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成23~25年の3ヶ年平均)。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものはない。

※ 年収ベースのデータは、平均給与月額を12倍したものに前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教諭)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松阪市	37.3 歳	295,319 円	298,744 円
三重県	44.1 歳	382,657 円	433,905 円
類似団体	40.3 歳	317,861 円	362,226 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（26年4月1日現在）

区 分		松 阪 市	三 重 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	178,800 円	総合職 181,200 円 一般職 172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,700 円	144,500 円	— 円
	中 学 卒	141,900 円	— 円	— 円
幼稚園教諭職	大 学 卒	178,800 円	— 円	— 円
	短 大 卒	158,700 円	— 円	— 円

(注) 1 松阪市の技能労務職は、学歴区分でなく採用年齢により初任給に幅を設けている。

2 幼稚園教諭職は、平成20年度採用者より一般行政職給料表(一)を適用。

3 平成26年人事院勧告に基づく給与改定の適用は反映していない。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	256,862 円	354,140 円	379,375 円	414,638 円
	高 校 卒	212,700 円	316,856 円	358,211 円	378,656 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	243,100 円	293,338 円	323,733 円	341,600 円
幼稚園教諭職	大 学 卒	292,205 円	— 円	— 円	— 円
	短 大 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

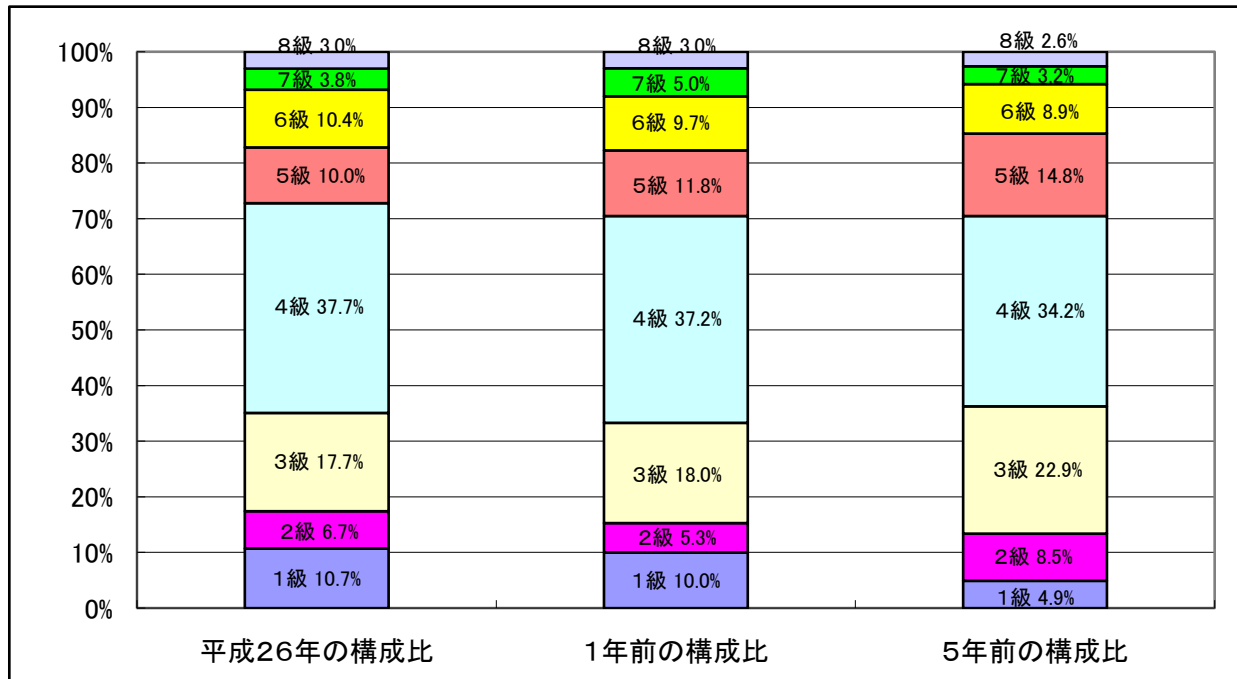
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	定型的な業務を行う職務	79人	10.7%	135,600円	243,700円
2 級	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	50人	6.8%	185,800円	307,800円
3 級	副主任、副主査の職に相当する職務	131人	17.7%	222,900円	354,700円
4 級	主任、主査、係長	279人	37.7%	261,900円	388,300円
5 級	課長補佐、主幹	74人	10.0%	289,200円	400,600円
6 級	課長、担当監	77人	10.4%	320,600円	422,600円
7 級	次長、参事	28人	3.8%	366,200円	456,200円
8 級	部長、理事、局長	22人	3.0%	413,000円	478,200円

(注) 1 松阪市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成22年3月に、「松阪市人材育成基本方針 ―しあわせ創造型職員を目指せ!」を作成・公表し、その中で人事評価制度を構築・導入して、職員の能力開発、人事異動や配置管理、昇任・昇格への活用を検討するとしているが、23年度で試行の後、24年度から本格導入となり、25年度で幼稚園教諭、26年度で労務職(試行)へと順次拡大し、ようやく職員全てに実施されたところである。現在、昇給への反映には至っておらず、今後協議・検討を進めていくこととしている。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松 阪 市	三 重 県	国
1人当たり平均支給額(25年度) 1,308 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,580 千円	—
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20% 管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

公営企業等(水道、市民病院等)を含む。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

平成22年3月に、「松阪市人材育成基本方針 ―しあわせ創造型職員を目指せ!」を作成・公表し、その中で人事評価制度を構築・導入して、職員の能力開発、人事異動や配置管理、昇任・昇格への活用を検討するとしているが、23年度で試行の後、24年度から本格導入となり、25年度で幼稚園教諭、26年度で労務職(試行)へと順次拡大し、ようやく職員全てに実施されたところである。現在、勤勉手当への勤務実績の反映には至っておらず、今後協議・検討を進めていくこととしている。

(2) 退職手当(26年4月1日現在)

松 阪 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 21.62 月分 27.025 月分	勤続20年 21.62 月分 27.025 月分
勤続25年 30.82 月分 36.57 月分	勤続25年 30.82 月分 36.57 月分
勤続35年 43.70 月分 52.44 月分	勤続35年 43.70 月分 52.44 月分
最高限度額 51.428 月分 52.44 月分	最高限度額 52.44 月分 52.44 月分
その他の加算措置 2~20%	その他の加算措置
(退職時特別昇給 無し)	定年前早期退職特例措置
1人当たり平均支給額 7,456 千円 25,317 千円	(割増率 2~45%)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(うち医師を除く支給実績)(25年度決算)		41,310千円(727千円)	
支給職員1人当たり平均支給年額(うち医師を除く支給実績)(25年度決算)		765千円(242千円)	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
松阪市(医師)	15%	51人	15%
津市	6%	3人	6%
松阪市(医師以外)	0%	0人	0%
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)			99.1 (99.1)

(注) 1 公営企業等(水道、市民病院等)を含む。

(注) 2 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		17,946千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		72,365円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		18.0%		
手当の種類(手当数)		3種		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支払実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
保育業務従事手当	保育士、障がい児保育担当保育士	保育園等に勤務	5,682千円	保育士月額3,000円、障がい児保育担当保育士月額5,000円
清掃事業課、清掃政策課、清掃施設課業務手当	収集・焼却業務に従事する労務職員、主任職の労務職員、係長職の労務職員	清掃事業課、清掃政策課、清掃施設課業務に従事したとき	12,022千円	収集・焼却業務に従事する労務職員日額600円、主任職の労務職員日額700円、係長職の労務職員日額900円 年始の繁忙期(年始の業務開始日から3日間。ただし、業務が行われない日は除く。)に収集、処理業務等に従事する労務職員は、当該期間に限り上記の金額に日額4,000円を加算する。
環境・エネルギー政策推進課業務手当	葬儀業務等に従事する労務職員、野犬等の捕獲・犬猫等の死体処理をした職員、防疫のため器具を用いて消毒をした職員	斎場業務、野犬等の捕獲・犬猫等の死体処理、貿易のために器具を用いて消毒業務に従事したとき	174千円	葬儀業務等に従事する労務職員日額200円 野犬等の捕獲・犬猫等の死体処理をした職員日額600円 防疫のため器具を用いて消毒をした職員日額1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（25年度決算）	514,056 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度決算）	338 千円
支給実績（24年度決算）	504,452 千円
職員1人当たり平均支給年額（24年度決算）	339 千円

(注) 1 公営企業等（水道、市民病院等）を含む。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価 (月額)	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・・・13,000円 配偶者がいない場合の1人目・・・11,000円 上記以外の扶養親族・・・6,500円 16歳から22歳までの子がいる場合・・・5,000円加算 	同		128,171 千円	226,051 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額・・・27,000円 	同		38,325 千円	268,009 円
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額・・・55,000円 交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて ・・・2,000円～31,600円 	同		71,288 千円	61,882 円
管理職手当	<ul style="list-style-type: none"> 役職に応じた額を支給 部長級・・・70,000円 次長級・・・62,000円 課長級・・・54,000円 課長補佐級・・・39,000円 	異	行政職 (一) 49,600～ 82,200円	152,643 千円	580,390 円
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> 臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日、休日、年末年始の休日等に勤務した場合に支給 5,000円～8,000円 	異	6,000円～ 12,000円	4,716 千円	19,815 円
宿日直手当	<ul style="list-style-type: none"> 一般(通常) 4,200円 (年末年始) 10,700円 	異	業務内容に応じ4,200円～20,000円	1,165 千円	4,775 円

(注) 公営企業等（市民病院等）は、手当により一部内容が異なるため除く。 7 公営企業職員の状況を参照

5 特別職の報酬等の状況（26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	810,400 円	(1,013,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額			
	副 市 長	628,800 円		1,075,000 円 /	275,400 円	910,000 円 /	548,100 円
報 酬	議 長	569,000 円	(円)	739,000 円 /	445,000 円		
	副 議 長	508,000 円		663,000 円 /	385,000 円		
	議 員	449,000 円		606,000 円 /	360,000 円		
期 末 手 当	市 長	(25年度支給割合)					
	副 市 長	3.95	月分		(左記の50%)		
議 長	議 長	(25年度支給割合)					
	副 議 長	2.95	月分				
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)	
	副 市 長	退職時給料月額×在職月数×100分の37.5	18,234,000 円	任期毎			
	備 考	退職時給料月額×在職月数×100分の23.5		8,866,080 円	任期毎		

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

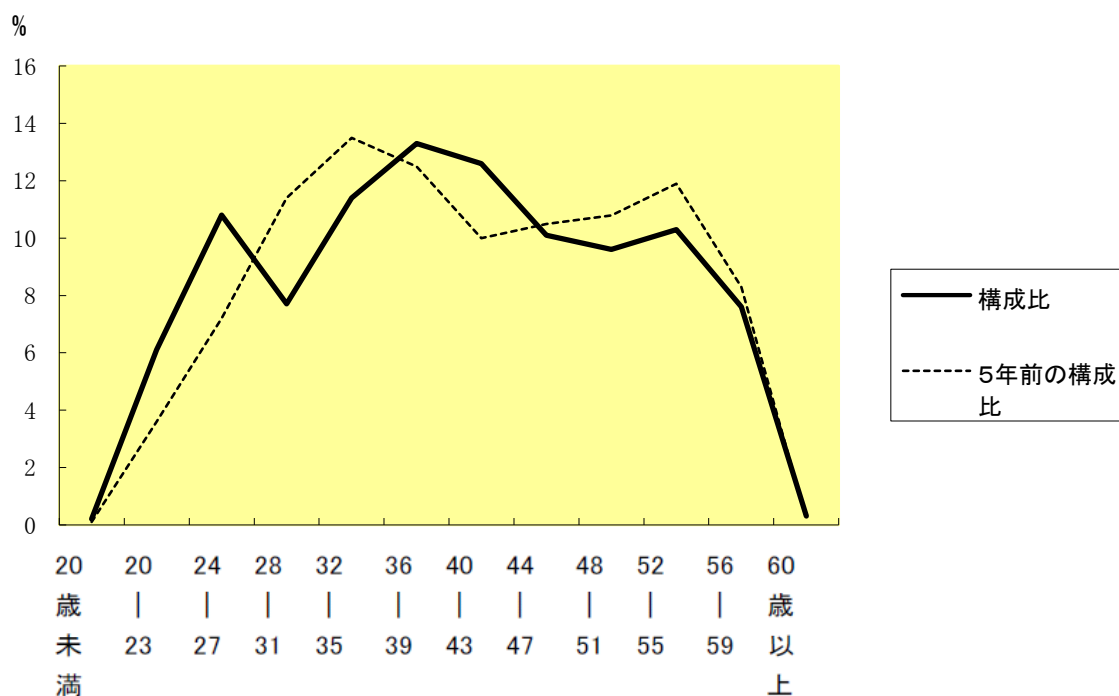
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普 通 会 計 部 門	議 会	8	8	0	組織機構改革にかかる事業の見直しによる減 主に業務強化による増 主に業務強化による増 主に業務強化による増 主に業務強化による増 主に業務見直しによる減 主に業務強化による増 主に業務強化による増 主に業務強化による増 <参考> 人口1万人当たり職員数 59.6 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 44.32 人)
	総 務	242	241	△1	
	税 務	79	81	2	
	一 般 行 政 部 門	4	5	1	
	農 林 水 産	50	51	1	
	商 工	23	26	3	
	土 木	111	104	△7	
	民 生	319	323	4	
	衛 生	162	168	6	
	計	998	1,007	9	
	教 育 部 門	238	236	△2	主に業務見直しによる減
	消 防 部 門	1	1	0	
	小 計	1,237	1,244	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 73.6 人 (類似団体の人口1万人当たり職員 60.81 人)
公 営 企 業 部 等 門	病 院	413	451	38	診療体制の充実化による増
	水 道	39	37	△2	組織機構改革にかかる事業の見直しによる減
	下 水 道	37	37	0	
	そ の 他	68	58	△10	主に事業の見直し及び民間等委託による減
	小 計	557	583	26	
松阪地区広域衛生組合		11	11	0	
合 計		1,805	1,838	33	<参考> 人口1万人当たり職員数 108.8 人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、県人事交流による県職員及び再任用短時間職員は除く。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況（26年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	3人	112人	197人	141人	209人	242人	231人	184人	176人	188人	138人	5人	1,826人

(3)職員数の推移

(単位: 人・%)

年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,052	1,012	1,014	1,001	998	1,007	△45 (△4.3)
教育	250	255	249	240	238	236	△14 (△5.6)
消防	2	2	1	1	1	1	△1 (△50.0)
普通会計計	1,304	1,269	1,264	1,242	1,237	1,244	△60 (△4.6)
公営企業等会計計	484	500	511	530	557	583	99 (20.5)
総合計	1,788	1,769	1,775	1,772	1,794	1,827	39 (2.2)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	3,548,266	156,942	208,022	5.9	6.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費97,156千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
25年度	35	135,959	21,176	50,887	208,022	5,943	6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
松 阪 市	41.8 歳	322,820 円	475,613 円
団 体 平 均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松 阪 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(25年度) 1,373 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,456 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 - 月分 (-)月分 勤勉手当 - 月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

松 阪 市			市町村（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	51.428 月分	52.44 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置	2~20%		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	無し)		(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額	2,776 千円	5,321 千円	1人当たり平均支給額	13,934 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		0 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
松阪市	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		226 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		10,273 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		57.9 %	
手当の種類(手当数)		2 種	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支払実績(25年度決算)
呼出手当	企業会計の正職員	漏水事故等の時間外呼出	226千円
年末年始呼出手当	企業会計の正職員	漏水事故等の年末年始呼出	
			左記職員に対する支給単価
			日額 2,000円
			1件当たり 5,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	6,677 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	267 千円
支給実績(24年度決算)	5,827 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	216 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。□

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	・配偶者……13,000円 ・配偶者がいない場合の1人目……11,000円 ・上記以外の扶養親族……6,500円 ・16歳から22歳までの子がいる場合……5,000円加算	同	—	6,521 千円	250,788 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超えるものにつき支給 最高額……27,000円	同	—	453 千円	151,000 円
通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券等) 支給限度額……55,000円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に対し通勤距離に応じて……2,000円～31,600円	同	—	1,763 千円	56,865 円
管理職手当	役職に応じた額を支給 ・部長級……70,000円 ・次長級……62,000円 ・課長級……54,000円 ・課長補佐級……39,000円	同	—	5,792 千円	643,547 円

(2) 公共下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	3,303,697	-61,744	211,221	6.4	6.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費168,056千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	34	131,863	30,683	48,675	211,221	6,212

(参考)市町村平均 一人当たり給与費
千円
6,093

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
松 阪 市	38.2 歳	303,812 円	475,730 円
団 体 平 均	44.0 歳	340,516 円	507,458 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松 阪 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額(25年度) 1,403 千円	1人当たり平均支給額(25年度) 1,443 千円
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	(25年度支給割合) 期末手当 - 月分 (-)月分 勤勉手当 - 月分 (-)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

松 阪 市	市町村（一般行政職・団体平均等）
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.62 月分 27.025 月分 勤続25年 30.82 月分 36.57 月分 勤続35年 43.70 月分 52.44 月分 最高限度額 51.428 月分 52.44 月分 その他の加算措置 2~20% (退職時特別昇給 無し)	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 - 月分 - 月分 勤続25年 - 月分 - 月分 勤続35年 - 月分 - 月分 最高限度額 - 月分 - 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給)
1人当たり平均支給額 1,666 千円 2,541 千円	1人当たり平均支給額 11,486 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)			0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			0 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
松阪市	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		34 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		11,333 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		8.6 %
手当の種類(手当数)		2 種
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
呼出手当	企業会計の正職員	漏水事故等の時間外呼出
年末年始呼出手当	企業会計の正職員	漏水事故等の年末年始呼出
支払実績(25年度決算)		
左記職員に対する支給単価		
34千円		
日額 2,000円		
1件当たり 5,000円		

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	17,659 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	654 千円
支給実績(24年度決算)	17,659 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	589 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注) 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。□

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	・配偶者……13,000円 ・配偶者がいない場合の 1人目 ……11,000円 ・上記以外の扶養親族 ……6,500円 ・16歳から22歳までの子 がいる場合 ……5,000円加算	同	—	5,329 千円	253,762 円
住居手当	・借家・借間居住者 家賃が12,000円を超え るものにつき支給 最高額……27,000円	同	—	1,587 千円	264,500 円
通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券 等) 支給限度額……55,000 円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に 対し通勤距離に応じて ……2,000円～31,600 円	同	—	1,356 千円	46,745 円
管理職手当	役職に応じた額を支給 ・部長級……70,000円 ・次長級……62,000円 ・課長級……54,000円 ・課長補佐級……39,000 円	同	—	4,719 千円	589,815 円

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純利益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
25年度	8,074,026	227,498	2,551,157	31.6	31.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費はない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
25年度	416	1,379,701	585,274	586,182	2,551,157	6,133	6,718

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（26年4月1日現在）

区 分		平均年齢	基本給	平均月収額
松 阪 市	医師	43.4 歳	455,710 円	1,139,863 円
	看護師	35.5 歳	260,393 円	384,437 円
	事務職	39.2 歳	293,043 円	449,496 円
全国市町村平均	医師	44.4 歳	560,530 円	1,380,815 円
	看護師	38.7 歳	283,693 円	449,098 円
	事務職	43.3 歳	324,843 円	496,446 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

松 阪 市		市町村（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,406 千円		1,329 千円	
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	- 月分	- 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(-)月分	(-)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5~20%		職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（26年4月1日現在）

松 阪 市			市町村（一般行政職・団体平均等）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	- 月分	- 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	- 月分	- 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	- 月分	- 月分
最高限度額	51.428 月分	52.44 月分	最高限度額	- 月分	- 月分
その他の加算措置	2~20%		その他の加算措置		
(退職時特別昇給	無し)		(退職時特別昇給)	
1人当たり平均支給額	1,611 千円	2,396 千円	1人当たり平均支給額	5,837 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)		39,613 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		792 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
松阪市(医師)	15 %	50 人	15 %
松阪市(医師以外)	0 %	0 人	0 %

エ 特殊勤務手当（26年4月1日現在）

支給実績(25年度決算)		222,842 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)		737,886 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)		71.7 %			
手当の種類(手当数)		1 種			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支払実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価	
市民病院業務 手当	看護師、技師	検査室、手術室、透析室に勤務したとき	222,842千円	月額 5,000円	
	看護師、技師	放射線室に勤務したとき		月額 6,500円	
	医師、技師	解剖に従事したとき		1回 3,500円	
	看護師	死後の処置及び遺体の院外搬送に従事したとき		1回 700円	
	医師、看護師、技師	緊急出動したとき		1回 1,700円	
	看護師、技師	変則勤務をしたとき		1回 800円	
	看護師	破砕室に勤務したとき		1回 200円	
	技師(治療士)	針治療に従事したとき		月額 5,000円	
	医師及び歯科医師			院長	月額 350,000円
				副院長	月額 120,000円
診療業務			給料月額100分の23～33に115,000～125,000円を加えた額(月額)		

オ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	144,177 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	370 千円
支給実績(24年度決算)	146,527 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	403 千円

(注)1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(注)2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。□

カ その他の手当（26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政 職の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者・・・13,000円 配偶者がいない場合の1人目・・・11,000円 上記以外の扶養親族・・・6,500円 16歳から22歳までの子がいる場合・・・5,000円加算 	同		26,371 千円	183,130 円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家・借間居住者家賃が12,000円を超えるものにつき支給最高額・・・27,000円 	同		31,438 千円	273,372 円

通勤手当	・公共交通機関利用者 運賃等相当額(定期券 等) 支給限度額・・・55,000 円 ・交通用具使用者 片道2km以上の職員に 対し通勤距離に応じて ・・・2,000円～31,600 円	同		23,546 千円	69,050 円
管理職手当	役職に応じた額を支給 ・病院院長・・・89,000円 ・病院副院長等・・・85,000 円 ・部長級・・・70,000円 ・次長級・・・62,000円 ・課長級・・・54,000円 ・課長補佐級・・・39,000 円	異	医療職(一) 82,600～ 146,400円 行政職(一) 49,600～ 82,200円	11,809 千円	590,460 円
宿日直手当	市民病院 (通常) 医師 20,000～50,000円 技師 5,400～21,000円 看護師 6,600～26,500 円 栄養士 6,600円 事務 6,600～9,500円 (年未年始) 医師 32,500～55,000円 技師 14,360～37,520円 看護師 14,360～37,520 円 栄養士 14,360～17,200 円 労務 14,360円 (待機) 医師・技師・看護師 1,300円(年未年始 3,690～16,250円)	異	業務内容に 応じ4,200 円～20,000 円	57,535 千円	178,679 円
夜間勤務手当	市民病院 (勤務1時間当たりの給与 額の100分の25)×(午後 10時から翌朝午前5時ま での間に勤務した時間 数)	同		76,538 千円	329,907 円

8 互助会への補助及び委託の状況

地方公務員法第42条に定められている職員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他構成に関する事項）を効率的、効果的に実施するため各共済組合が行う下記事業に対し補助し、また、当該厚生事業の委託を行っています。

松阪市職員共済組合 会員数 1,386人

委託事業	事業内容
厚生事業	職員に対して行う各種厚生事業（勤労者サービスセンターへの加入）
25年度委託料の決算額	7,787千円

松阪市民病院共済組合 会員数 413人

補助対象事業	事業内容
福利厚生事業	職員の元気回復慰安事業等福利厚生事業全般の事業に対する助成
25年度補助金の決算額	700千円